



--	--

- ※1 離職日以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。
- ※2 疾病、負傷、育児等により離職等の時期から2年以上経過している場合は、当該事情に該当することの事実を証明することができる書類を提出してください。
- ※3 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。
- ※4 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。